

## 奨学寄附金受入事務取扱規程

(昭和58年1月1日産医大規程第15号)  
最終改正 平成18年3月31日 規程第18号

(趣旨)

第1条 産業医科大学及び産業医科大学病院（以下「大学等」という。）における奨学を目的とする寄附金（以下「奨学寄附金」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(受入れの条件)

第2条 奨学寄附金で、次の各号に掲げる条件が付されているものは、原則として受け入れることができない。

- 一 奨学寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 奨学寄附金による教育、研究、診療等の結果、得られた産業医科大学知的財産管理規程第2条第1項に規定する知的財産、産業医科大学成果有体物取扱規程第2条第1項に規定する成果有体物及び産業医科大学著作権取扱規程第3条、第4条及び第5条に規定する著作物の帰属を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- 三 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

2 特別の事情により、第1項の規定によらない寄附を受入れるときは、当該事項について、学校法人産業医科大学と寄附者又は寄附者の所属する組織の長と文書による協定等を取り交わすこととする。

(申込み)

第3条 奨学寄附金の寄附をしようとする者は、奨学寄附金寄附申込書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

2 奨学寄附金の寄附による寄附講座及び寄附研究室の開設をしようとするときの申込み及び受入れ等手続は別に定める。

(受入れ決定)

第4条 学長は、奨学寄附金寄附申込書を受理したときは、寄附の条件及び寄附申込者の意思、当該寄附行為が学校法人産業医科大学利益相反管理規程第2条第1項に掲げる利益相反の状況が、学校法人の社会的信用及び名誉を許容できない範囲で損なっていないか等を総合的に勘案のうえ、当該奨学寄附金の受入れを決定する。この場合において、学長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、教授会、産学連携・知的財産本部等の意見を聴くものとする。

(受入れ通知)

第5条 学長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附受納書（様式第2号）により寄附者に、奨学寄附金受入決定通知書（様式第3号）により理事長に、それぞれ通知するものとする。

(資金前渡役の任命)

第6条 理事長は、奨学寄附金に係る経理処理を行うため、学長が指名する教員等を資金前渡役に任命するものとする。

(会計処理)

第7条 第5条の規定により理事長に奨学寄附金の受入れの通知があつたときは、出納命令役は、直ちに当該奨学寄附金に係る収入支出（資金前渡を含む。）を行うために必要な手続をとるものとする。

2 奨学寄附金に係る会計処理は、前渡資金の取扱いに関する達（昭和63年内達第4号）により行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和58年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受け入れた奨学寄附金のうち、施行の際現預金の残額があるものは、当該残額及び寄附の目的を出納命令役に通知するものとする。
- 3 前項の通知があつたときは、当該残額の会計処理は第7条第2項の規定により行うものとする。

附 則（昭和63年4月26日規程第1号）  
この規程は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則（平成11年12月16日規程第22号）  
この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日規程第23号）  
この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規程第18号）  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号

奨学寄附金寄附申込書

年 月 日

殿

住 所  
寄附者

印

下記のとおり寄附を申し込みます。

記

寄 附 金 額	円
寄 附 の 目 的	
寄 附 の 条 件	

様式第2号

寄 附 受 納 書

第 号  
年 月 日

寄附者

殿

(学長)

印

年 月 日付で申し込みのありました下記の御寄附を奨学寄附金として受納します。

記

寄 附 金 額	円
寄 附 の 目 的	
寄 附 の 条 件	
振 込 口 座	

様式第3号

年 月 日

奨学寄附金受入決定通知書

理事長

殿

学長名

別添奨学寄附金受納書（写）のとおり奨学寄附金の受入れを決定したので通知します。  
なお、管理研究責任者は下記の者を指名しました。

記

所 属	職	氏 名